

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（港区決定）

都市計画赤坂七丁目2番地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

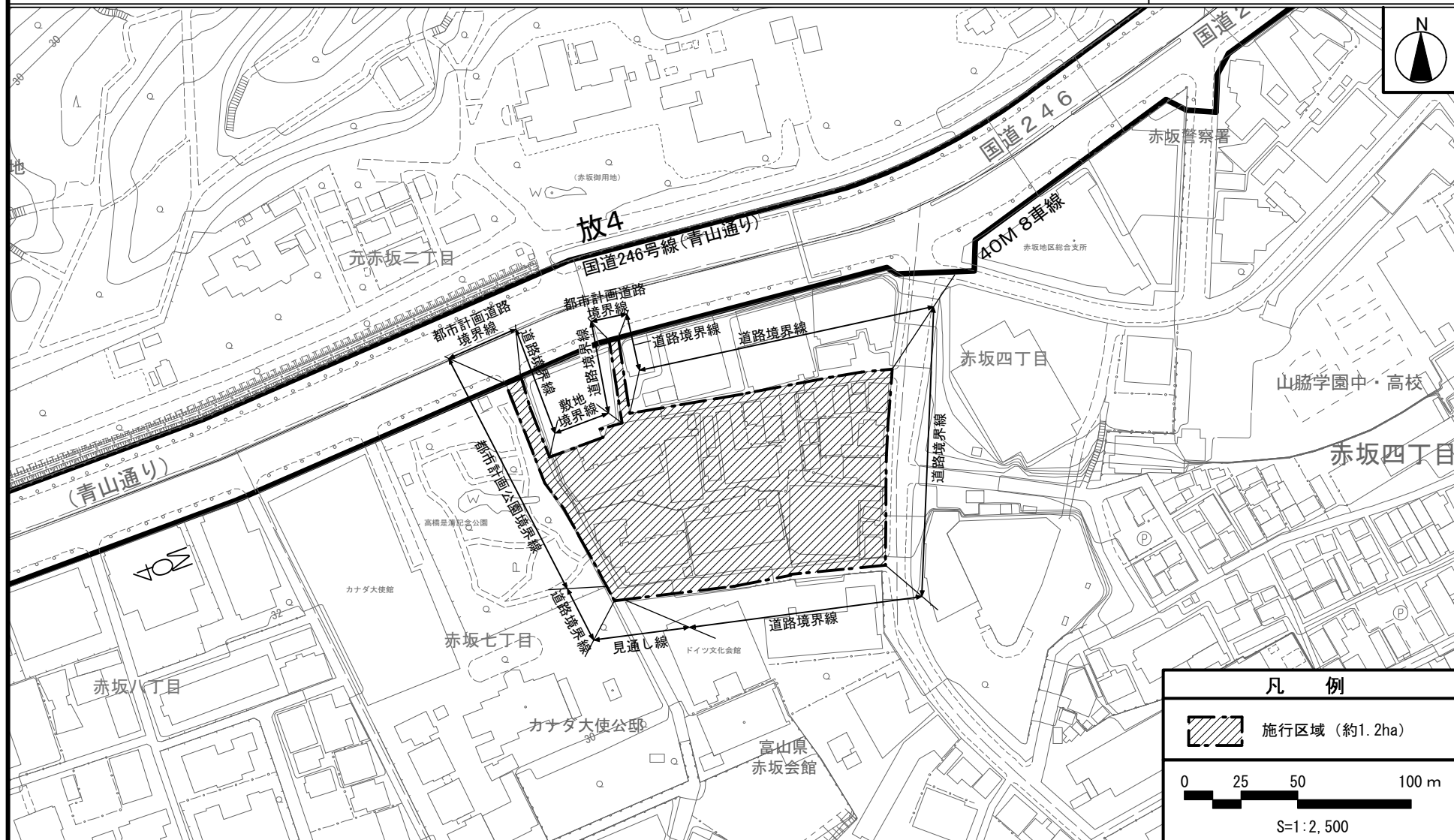
名称		赤坂七丁目2番地区第一種市街地再開発事業			
施行区域面積		約 1.2 ha			
配置及び規模 の 公共施設の 配置	道路	種別	名称	規模	備考
		区画道路	区画道路1号	幅員 7.0m～8.4m、延長約 110m	拡幅
			区画道路2号	幅員 6.0m～7.1m、延長約 105m	一部拡幅
			区画道路3号	幅員 4.0m～4.8m、延長約 150m	一部拡幅
	区画道路4号		幅員 0.0m～1.0m〔13m〕、延長約 55m	一部拡幅	
緑地	緑地	緑地	約 580 m <sup>2</sup>	新設	
建築物の 整備	建築面積	延べ面積 〔容積対象面積〕	主要用途	高さの限度	備考
	約 5,220 m <sup>2</sup>	約 92,000 m <sup>2</sup> 〔約 60,970 m <sup>2</sup> 〕	住宅、事務所、店舗	高層部：160m 中層部：30m	建築物の高さは T.P. +28.8m からのによる
建築物の 整備 敷地	建築敷地面積	整備計画			
	約 8,710 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広場、歩行者通路、歩道状空地を整備する。</li> <li>・ 区画道路の道路境界から壁面を後退させる。</li> <li>・ 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける階段、スロープ、エスカレーター、エレベーター等及びこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの</li> <li>2) 歩行者の安全性及び快適性を確保するために設けるひさし、屋根、その他これらに類するもの</li> </ol> </li> </ul>			
参考		地区計画区域内及び高度利用地区内にあり			

「施行区域、公共施設の配置及び建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、安全で快適な歩行者ネットワークや地区周辺とつながる緑のネットワークを形成し、緑豊かな魅力ある複合市街地を形成するため、第一種市街地再開発事業を決定する。

# 東京都市計画第一種市街地再開発事業 赤坂七丁目2番地区第一種市街地再開発事業 計画図1 (施行区域図)

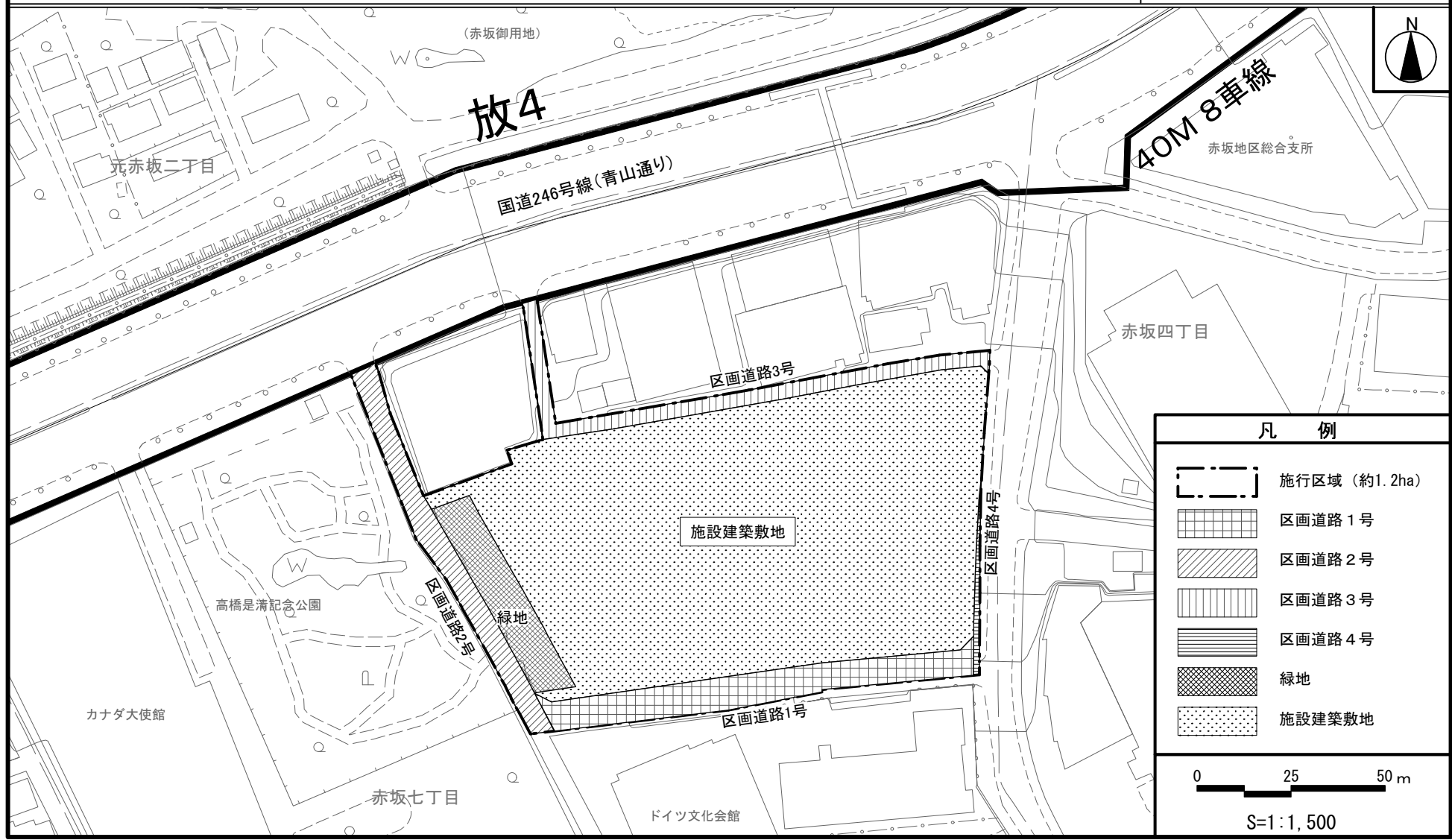
[港区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
(承認番号) 29都市基交著第318号・29都市基交測第136号 (承認番号) 29都基街都第309号、平成30年2月22日

# 東京都市計画第一種市街地再開発事業 赤坂七丁目2番地区第一種市街地再開発事業 計画図2 (公共施設の配置図)

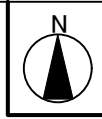
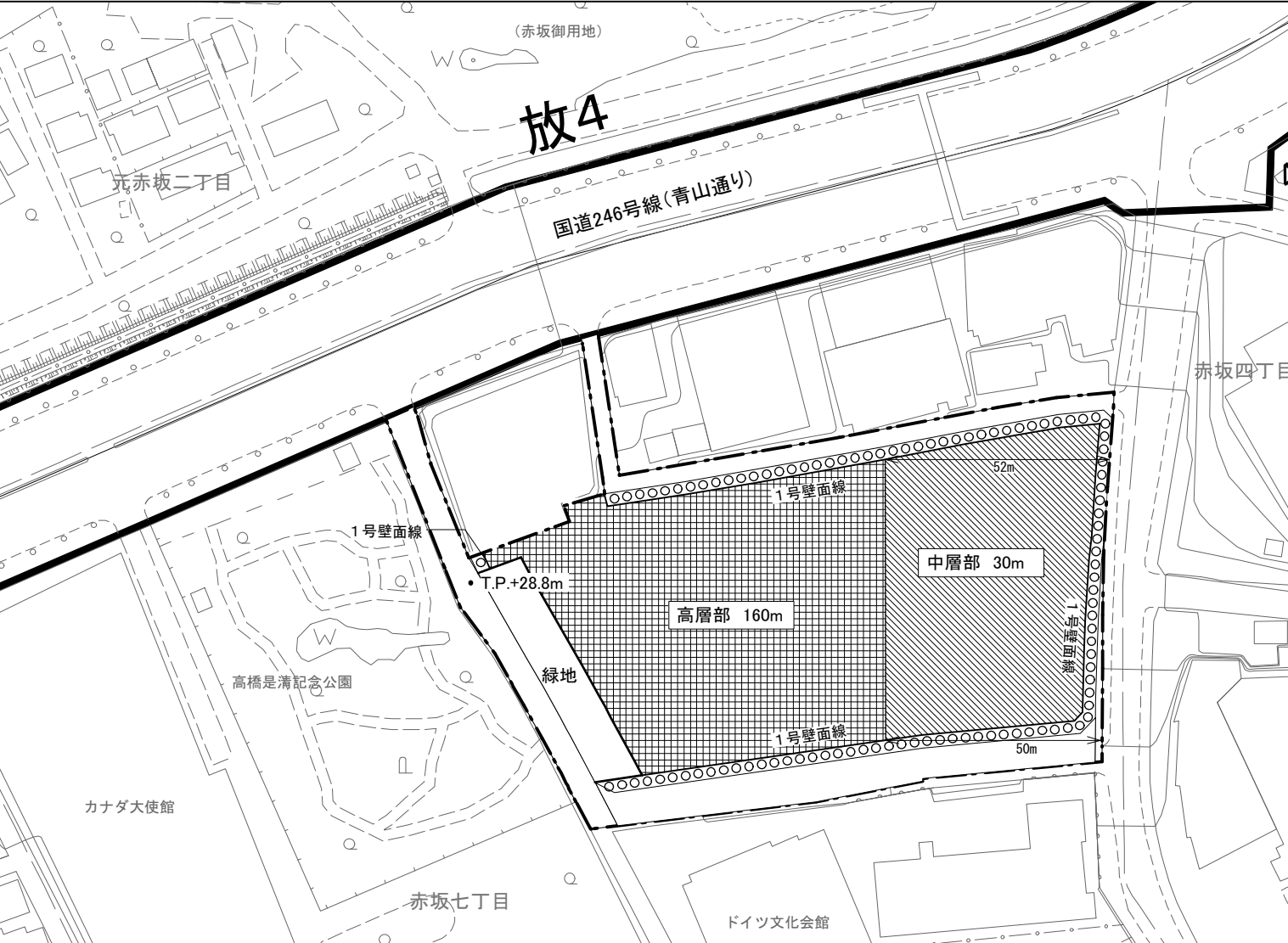
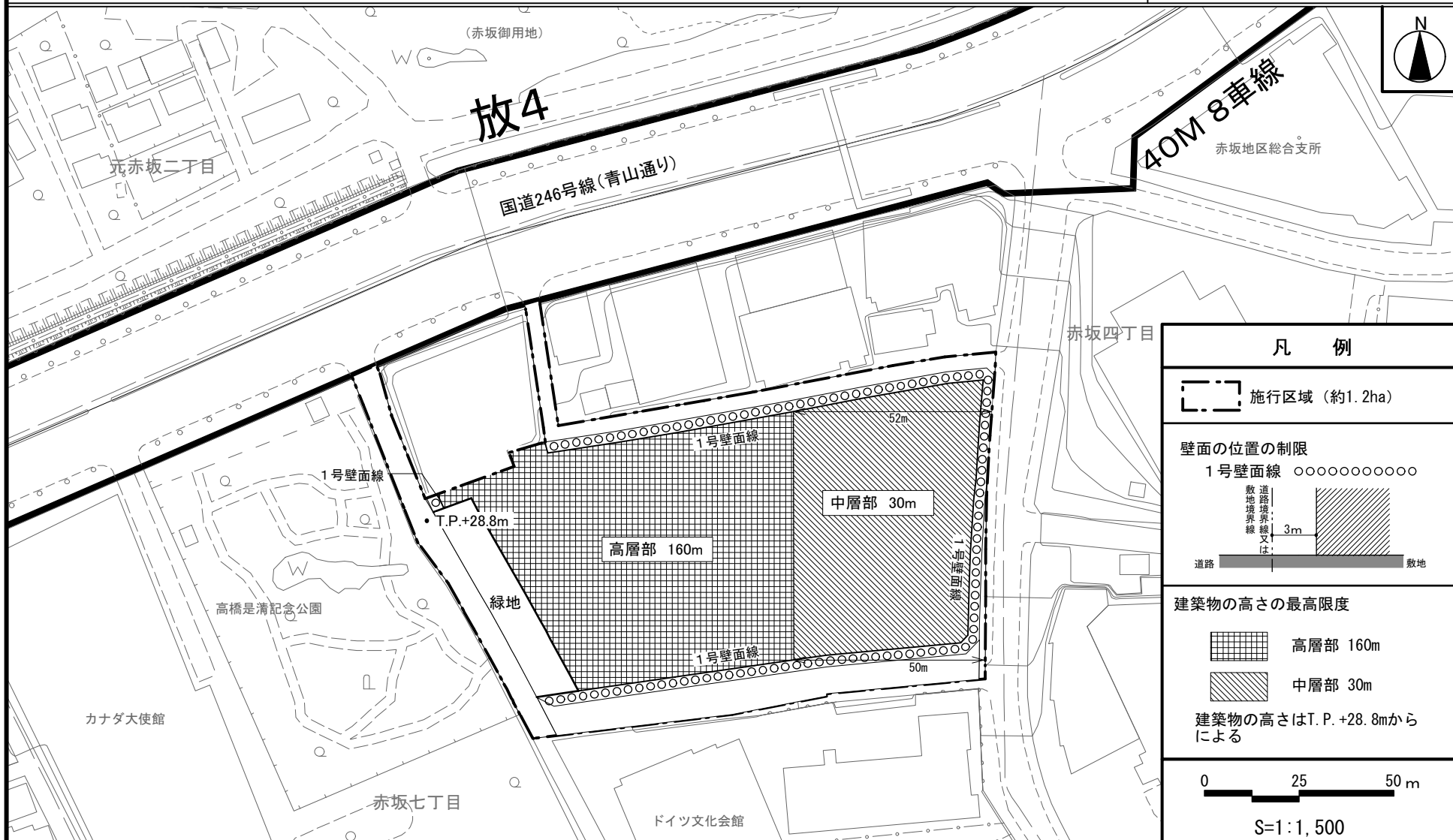
[港区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
(承認番号) 29都市基交著第318号・29都市基交測第136号 (承認番号) 29都基街都第309号、平成30年2月22日

# 東京都計第一種市街地再開発事業

赤坂七丁目2番地区第一種市街地再開発事業 計画図3 (建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限図) [港区決定]



凡 例	
	施行区域 (約1.2ha)
壁面の位置の制限	
	1号壁面線
	敷地境界線は、道路境界線より3mは内側に引かれる。
建築物の高さの最高限度	
	高層部 160m
	中層部 30m
建築物の高さはT.P.+28.8mからによる	
0 25 50 m	
S=1:1,500	